

審議会等の議事の要旨(要点)

(基本情報)

会議名称	第20期第3回 立川市図書館協議会 定例会
開催日時	平成29年1月20日(金曜日) 午後2時05分～午後4時05分
開催場所	立川市中央図書館 4階 会議室
次第	■辞令伝達式 ■図書館協議会 1 報告事項 (1)12月議会について (2)立川市図書館事業報告(平成27年度)について (3)平成28年度(平成27年度実施分)指定管理者管理運営状況評価表について (4)その他 2 協議事項 (1)中央図書館のあり方について 3 その他
配布資料	1. 平成28年12月議会定例会報告について 2. 立川市図書館事業報告(平成27年度) 3. 平成28年度(平成27年度実施分)指定管理者管理運営状況評価表 4. 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの開始について 5. 中央図書館の望ましいあり方についての意見書(案)
出席者	[委員] 飯塚委員、飯田委員、小井委員、松本委員、稲葉委員、榎本委員、 田ヶ谷委員、真田委員、太田委員、山田委員 [事務局] 土屋(図書館長)、小林(管理係長)、堀口(調査資料係長)、 藤吉(管理係)
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
会議結果	(会議録参照)
担当	中央図書館管理係 電話042-528-6800

◆第20期 第3回立川市図書館協議会会議録◆

日 時 平成29年1月20日（金） 午後2時05分から午後4時05分まで
場 所 立川市中央図書館 4階会議室
出席者 飯塚委員、飯田委員、小井委員、松本委員、稲葉委員、榎本委員、
田ヶ谷委員（会長）、真田委員（副会長）、太田委員、山田委員
【事務局】 図書館長、管理係長ほか
【傍聴人】 なし

■辞令伝達式

<管理係長>

みなさん、こんにちは。事務局の管理係長の小林です。第3回図書館協議会のお時間ではありますが、まだ辞令をお渡しできていない方がいらっしゃいますので、辞令伝達式を先に行わせていただきます。本来ならば教育長よりお渡しするところですが、本日は所用により出席できませんので図書館長よりお渡しさせていただきます。

（図書館長、飯田委員の名前と辞令を読み上げ、辞令を交付）

<管理係長>

以上で辞令伝達式を終了いたします。それでは、副会長、協議会の進行をお願いいたします。

■図書館協議会

<副会長>

はい、こんにちは。では、ただいまから第20期第3回の図書館協議会の開催をさせていただきますと思います。本日は関委員さんと島田委員さんのお二人から所用により欠席と連絡をいただいております。現在10名出席されております。過半数の出席ですので、本日の協議会は成立しております。それでは次第にしたがいまして進めさせていただきます。最初に会長からご挨拶をお願いいたします。

<会長>

新年初めての協議会ということで、本年もよろしく願いいたします。幸いにもお正月は良い天気にも恵まれ、穏やかな新年を迎えることができました。間もなくアメリカにて大統領が新しく就任されるなど、世界情勢は色々と変わる時期であります。直接の影響はないかもしれませんが、図書館の役割もより重要になっ

てくるのではないかと思います。今日も報告事項と協議事項がございますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

<副会長>

ありがとうございました。報告事項に入る前に、飯田委員さんは今回初めてのご参加ですので、一言ご挨拶をお願いできればと思います。

(飯田委員による自己紹介)

1 報告事項

<副会長>

ありがとうございました。それでは、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告をお願いいたします。次第では4点となっておりますので、よろしくお願いいたします。

(1) 12月議会について

<図書館長>

はい、いつも大変お世話になっております。開始の時間が遅れまして申し訳ございません。どうぞ今年もよろしくお願いいたします。まず事務局ですが、本日お昼にサービス第一係長がインフルエンザに感染してしまったかもしれないということで急きょ欠席とさせていただいております。また、昨年は読書ウィークで明星大学の住本先生をお招きしましたが、太田委員さんには大変お世話になりました。ありがとうございます。

それではまず12月議会から報告させていただきます。事前にお送りしております、「平成28年12月議会定例会報告について」に沿って報告をさせていただきます。12月議会は11月30日から12月19日までの20日間開催されております。資料をご覧のとおり、図書館に直接関係するようなご質問等はいただいております。文教委員会では、生涯学習推進センターが所管しております八ヶ岳山荘の指定管理者の指定について答申をされております。また、若葉小学校・けやき台小学校の統合問題について請願書と陳情をいただいておりますが、残念ながら不採択となっております。文教委員会での報告事項におきましては、企画政策課から総合教育会議の報告など合計4課から8件の報告がされております。所管事項の質問についても、4名の委員さんからご質問をいただいておりますが、図書館に關係する質問はなかったという状況でございます。最終日の本会議でも補正予算等も図書館か

らはお出ししていませんので、今回の議会にて教育関係のことで図書館についてのお尋ねはございませんでした。

しかし、正式な議事録ができていない関係で資料をお示しできていないのですが、総務委員会の場において、指定管理のあり方についてのまとめとして、行政経営課から「指定管理者制度の成果と課題に係る検証」ということで報告が発表されております。その関連でお二人の議員の方から図書館の指定管理者制度についてお尋ねがありました。私は総務委員会には出席しておらず、あくまでも議会の放送を見聞きしていたのみなのですが、お一人目の方からは、地区図書館に指定管理者制度が導入されて成果を上げているようであるが、中央図書館は今後どうなるのかというお尋ねをいただいております。今後は中央図書館も含めて図書館事業全体で運営のあり方を見直して検討が必要だと考えていると行政経営課長から答弁しております。図書館では、図書館協議会や様々な関係者との協議の場があるので、そういった場での議論も踏まえながら全庁的にあり方を考えたい、というように答弁をしているようです。また、もう一人の議員さんからは中央図書館は指定管理にするべきではないというお考えのようでして、自治体が図書館の経営のノウハウや色々なコントロールを失うということは立川市にとって知的な財産をなくしてしまうのではないかと心配であり、その辺りについてどのように考えているかというようなお尋ねでした。同じようなお答えですが、今後検討を始めていきますし、また中央図書館の中でも検討を始めたと聞いています、と答弁がされております。文教委員会ではお尋ねはなかったのですが、総務委員会にて議員さんの中で心配をされている方がいらっしゃるという状況でございました。紙でのお示しができず申し訳ございません。議会の報告は以上でございます。

(2) 立川市図書館事業報告（平成27年度）について

<図書館長>

続きまして、「立川市図書館事業報告（平成27年度）」ということで、こちらの冊子を事前に郵送しております。中央図書館だけでなく地区図書館全館の内容も含めてご報告させていただいております。

平成27年度に行いました大きな変更点といたしましては、平成27年4月から柴崎・上砂・多摩川図書館が指定管理者による管理運営となり、全ての地区館が指定管理者による運営となっております。また中学校に対しては、学期ごとに1回、初回の時は50冊を1パックにして学級文庫用の図書としてお届けする定期配送便を開始しております。50冊から始まり、80冊・100冊と冊数を増やしてお届けしていき、平成28年度も引き続き行っております。また、平成27年6月には国分寺市、平成27年7月には東大和市と図書館の相互利用を開始したところでござい

ます。同じく平成27年7月から中央図書館の平日の開館時間を20時までとし、1時間延長しております。ただし4階の児童フロアにつきましては、ご利用されている主な方々がお子さんということで、引き続き17時までとさせていただいております。さらに平成27年9月からはDVDの貸出を開始しております。

その他につきましては、毎年事業計画や図書館サービス計画を作っており、その計画通りに概ね実施させていただいたところでございます。細かい内容や件数につきましては、お示しのとおりでございます。簡単ではございますが、事業報告は以上でございます。

(3) 平成28年度（平成27年度実施分）指定管理者管理運営状況評価表について

<管理係長>

それでは続きまして、平成28年度（平成27年度実施分）指定管理者管理運営状況評価表について報告いたします。こちらは行政経営課主管の立川市公の施設指定管理者評価委員会がまとめたものでございます。詳しくは資料をご覧くださいと思いますが、評価表について説明しますと、一次評価は担当している各部署、すなわち図書館であれば図書館が指定管理者からの報告書、ヒアリングや現地調査などから評価しています。その後、評価委員会の事務局ヒアリング、委員会ヒアリングを経て二次評価が決定します。評価ランクは「S」から「C」まで4段階となっておりますが、概ね「A」となっております。「A」評価というのは、仕様書等で定められた水準に達しているという内容です。「S」は水準をかなり超えているというものであり、他方「B」以下は仕様書を満たしていないこととなりますので、通常は「A」以上でなければならないこととなります。一部の評価項目は水準をかなり超えているものもありますが、最終的には全体をまとめると「A」評価となります。

評価シートは指定管理者の地区図書館での業務についての評価となりますが、実際には直営の中央図書館が立川市図書館の統括館として、全館で集まる選定会議を開催し、図書の発注を一括して行っておりますし、検品・受入・受入後に発生する予約の割り付け処理や各館への仕分け発送、そして図書費の支払い等の業務は、中央館が地区館の分もまとめて行っています。他にも、中央図書館は都立や他自治体の図書館との協力貸出・相互貸借の物流の拠点館として、地区図書館のサービスの支援をしています。事業者調整会議や定例会を通じて地区図書館の業務の報告や事業計画の調整・承認を行うとともに、全館共通のサービスの方針を決定し、地区図書館への指示や連絡等により、サービスの統一を行っています。指定管理についての報告は以上です。

<副会長>

その他、続けて報告がありましたら、お願いします。

(4) その他

<調査資料係長>

はい、それでは配布しました資料に「国会図書館『デジタル化資料送信サービス』をご利用ください」がありますので、こちらについて説明いたします。以前にも中央図書館にて利用できるように準備しているとお知らせしておりましたが、12月上旬に中央図書館での閲覧と複写サービスについて国立国会図書館に申請を行いまして、12月中に許可をいただきました。そして、平成29年1月4日から「デジタル化資料送信サービス」の閲覧と複写のサービスを開始しております。中央図書館3階のレファレンス室にあります端末でご利用いただけるようになっております。なかなか見ることのできない貴重な資料を、カラーできれいな状態で閲覧していただくことが可能となっております。先ほど確認いたしましたところ、サービス開始からこれまでに11件の閲覧利用がございました。これからもサービスのPRを進めていくと同時に、私たちとしてもレファレンスのツールとして活用したいと思っております。以上でございます。

<副会長>

では、報告事項が4点ございましたが、まず12月議会について、ご質問等あればお願いいたします。私からですが、総務委員会での中央図書館のことについて、確か以前の9月議会でも中央図書館のあり方についてのご意見が出ていて、教育長さんがどういう方向でいくのか検討をするという答弁をされていたと記憶しているのですが、立川市としてはそういう見直しも含めてこれから検討していくという立場なのですね。

<図書館長>

はい、市としましてはどのようにしていくかまだ決定しておりませんので。図書館としましては、やはりきちんと立川の図書館サービスをずっとつないでいきたいと考えているのですが、他方で市としましては、立川市に限ったことではありませんが、これからの高齢化等に伴い、財政がますます厳しくなっていく状況にありますので、様々な部分を見直していかなければいけません。行政経営課では、様々な形で全庁的に業務の見直しを進め、皆様からお預かりした税金を無駄なく活用できるよう、提案をしてきております。地区図書館の指定管理に移行させていただいたのも、行財政の見直しの一環として始まったものでありますし、地区図書館が指定

管理としてうまく機能しているのであれば、中央図書館ではどうなのかというのはある意味当然の疑問かと思います。これについては、利用者さんの代表、各関係団体さんの代表としてお集まりいただいておりますこの協議会にてお出しいただいたものを、図書館としては皆様からいただいた意見としてあげていく必要があると考えております。

<副会長>

そのあたり、協議会としても非常に大きなポイントになるかと思います。中央図書館の今後のあり方については、スペースの活用や事業内容等これまでもありましたが、指定管理等についても考えていくことかと思います。私もどちらかというところ、地区図書館は指定管理になりましたので、中央図書館は直営で残すのだと勝手に思い込んでいたのかもしれませんが。議会での答弁を聞いて、この点も慎重に考えなければと思います。

議会については、他にございませんか。それでは事業報告についてご意見、ご質問があればと思います。事業報告については正誤表が1枚あるようですが。

<図書館長>

申し訳ありません。冊子の目次の部分で、年度等の表記に誤りがありました。内容に大きな齟齬はなく、軽微なミスではございますが、私どもの不注意でございます。正誤表をお配りしましたので、お手元の資料をそのように修正していただければと思います。訂正してお詫び申し上げます。申し訳ございません。

<副会長>

目次の修正が2箇所、それから6ページの「(4) 相互利用サービスについて」の年度表示の間違いですね。

<図書館長>

はい、申し訳ありません。

<副会長>

訂正については皆さんよろしいですか。あと中身についてはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは進めさせていただきます。次は指定管理者管理運営状況評価表について、いかがでしょうか。中身は報告にありました通り、ほとんど「A」評価とのことですが、1箇所だけ、141ページの下「新たな取り組みの状況」が「S」評価になっていますね。

<会長>

よろしいですか。今の「S」評価の件ですが、これ以外「A」評価だけなのですよ。指定管理者は良い評価をもらっているのだなとわかるのですが、ここだけ「S」評価になっているというのは、何か理由があるのでしょうか。

<図書館長>

はい、1次評価ですので、担当課である私ども図書館での評価なのですが、指定管理者さんは様々な地域で図書館の管理運営を行う実績を持っており、イベントもある程度パターン化してくるところ、このイベントは「めざせ、ことば博士！みんなの方言を調べてみよう」という、国立国語研究所・「立川民俗の会」・地域住民と連携して、立川の方言を取り上げてカルタをつくっていくという企画でした。地区図書館には地域の特色を活かした活動をしていただきたいという私どものねらいに合致しており、参加いただいた方も大変幅広い年齢層の方であり、小中学生19人・大人5人と参加人数も多く、地区図書館の取り組みとしては非常に有意義なものでした。地域に図書館をPRすることができたのはもちろん、地域を知る・地域とつながる良い取り組みであるということで、「S」評価とさせていただきます。

<会長>

地域住民と近くの施設が連携するというのは他の施設でも行っているかと思いますが、その中でも更に先進的な取り組みであったということですね。ありがとうございます。

<副会長>

関連でよろしいですか。今のところなのですが、項目としては「新たな取り組みの状況」となっていて、他の図書館についても同じ項目がありますが、仕様書上ではこういった取り組みが必要であるといったことを記載しているのですか。

<図書館長>

仕様書では、地域に連携した取り組みをするように示しており、何を行うかは公募時に指定管理者さんが提案書を出してきます。提案の中で具体的に行うことを述べるができる企画とそうでないものがあると思いますが。

<会長>

ブックリストの作成などが他の図書館では取り組まれていますね。

<図書館長>

はい、市民参加型の展示や地域情報に関する展示もそうですね。

<会長>

小学校への市民科の授業の協力や周年記念行事への参加もありますね。

<副会長>

これはちなみに毎年度こういった評価をするということですよ。

<図書館長>

はい、毎年度行います。

<副会長>

この評価の視点といいますか、評価の項目というのは変わらないのですか。

<管理係長>

それは評価委員会の方で予め設問が決まっています。今年はこのフォーマットで評価するという感じです。それに基づいてヒアリングを行い、一次評価を決定しています。

<副会長>

そうすると、次年度はこの項目は変わる可能性があるということになりますか。

<管理係長>

評価委員会の方で変えた方が良くということになれば、変わる可能性はありますが、これまで大きく変わったことはありません。

<会長>

あまり細かくしても実行できないでしょうね。ただ、初めて指定管理者が引き受けることになった場合、まだまだその地域のことはよく知らないということもあるでしょうから、地域の素材を知った上でこういう企画を行いたいと方針も変わるでしょうし、「S」評価をもらったならばうちでもこういう形でカルタづくりをしてみようとする指定管理者もいるかもしれませんね。毎年この点は変わってくる可能性があるということですね。

<管理係長>

項目として「新たな取り組みの状況」は残ると思いますが、行う事業はそれぞれ毎年計画を立てていますので、新しい内容が出てくると思います。また、この取り組みも評判が良く、来年も続けて行ってほしいという要望もありますので、もう一度行いたいという話も聞いております。

<会長>

指定管理者制度の評価というのは毎年評価をしつつ、全体としては契約期間の積み重ねの中で最終的に評価をして、契約満了後の更新ではその評価に基づいてお願いをするか決めるということなのではないでしょうか。

<管理係長>

この評価自体は次の契約の評価加点ポイントになるものではなく、また新たに市で仕様書をつくりまして、事業所から出された提案書に基づいて選考委員会の方で評価いただき、高配点がついた事業者を決めます。ですので、現在引き受けてくださる事業者は概ね継続の申し出をしてくれるとは思いますが、新たな事業者も参入してきますので、その場で実績として語ることはできるとしましても、この評価自体が問題なければそのまま次の契約につながるというものではありません。

<会長>

私は市内のいくつかの図書館を利用しているのですが、接遇の点ですごく努力しているなど感心します。とても丁寧な対応だと思えますし、私の友人も図書館のサービスをあまり良く知らなくて色々聞いた時に丁寧に説明して下さったり、気の使い方だったり、とても良いと言っていましたね。多摩川図書館を例に挙げますと、配架の仕方にすごく工夫をしているのが伝わります。いつも一定の場所に本があるというのもわかりやすい点では良いのですが、あまり人が借りていない書棚など見てわかってしまいます。今では意識的に地域の資料や関連する著作を入口のすぐ目の前に置いたり、CDの並べ方を変えたり、例えば特集で本に出てくる音楽と題して本のそばに関連するCDを置いてみたり、と非常に工夫されているところがあり、本が動いている感じがします。入口入ってすぐのロビーでも小さな展示を行ってもいます。指定管理者制度を導入して図書館が変わったと感じまして、制度の導入も良かったとも感じます。ただ、心配なのはやはり市の全体の図書館計画の中とマッチングしながら、お互いにWin-Winの関係でずっと続けて行っていくのかということです。そういう意味では、中央図書館はせめて直営で続けてほしいなとは思っています。

<副会長>

他の方はこの評価表についていかがでしょうか。

<委員A>

後ほどの協議事項とも関連しますので先走らないようにしたいと思います。私の推測になりますが、施設ごとに評価をする時に、施設を担当する部署としての評価というのは、自分たちの組織の中のことになりますのでどちらかという甘めになってしまうのではないかと思うのですね。後ほどの協議事項の「中央図書館の望ましいあり方についての意見書（案）」の中で、直営と指定管理者による運営とがあって、「図書館のサービスの統一性・均一性の確保」について「グループ化による影響がないとは言いきれない」という表現を使っていますが、指定管理者管理運営状況評価表を見ますと、もちろん評価に書くべきこととそうでないものとあるかもしれませんが、一方で問題意識があるにもかかわらず評価表には言葉すら出てきていないのですね。施設の評価を自己点検するときに、点検する側としては「B」以下であることや書きにくいことがあるのではないかと思います。所属機関として一次評価をするというのはなかなか難しいところがあるのではないのでしょうか。「B」以下にする要素がないから「A」評価になっていると思うのですが、検討していかなければならない指定管理者制度の問題があるにもかかわらず、指定管理者の評価にはそのようなことは載っておらず、指定管理を受容している感じに見え、それが積み重なって指定管理者制度は良いということになっていく傾向が見受けられます。

ですので、評価のあり方や中央図書館の今後のあり方を考える時に、指定管理者というのは利用者との対応も良いとなってくると、中央図書館の立場としては指定管理者の任せる範囲と直営で行う部分との仕分けをきちんとしていくことが更に必要になるのではないかと思います。私も漠然としているのですが、指定管理について問題意識があるならば、図書館協議会で議論するのも良いと思うのですが、どこか何らかの形で内部評価にでもいいので少しでも表示していくことが大事なかなと思います。

<図書館長>

ありがとうございます。まさにこちらの評価というのは、市が指定管理者に最低限やってほしいことを示し、またどのような提案をさせていただきますかという点で選ばれた事業者が地区図書館で行ったことの評価でしかないという語弊があるかもしれないのですが、あくまで地区図書館での取り組みの状況を客観的に評価したものなのですね。指定管理者制度は図書館の他にも、児童館、体育館、市民会館、福祉サービスセンターや駐輪場・駐車場に導入されています。色々な施設にお願い

しておりますので、同じ物差しで評価するのは無理な部分もあるかもしれませんが、そのあたりは評価委員会の方でまとめているという状況でございます。

先ほど管理係長の話でもありましたが、中央図書館では地区図書館が動けるようにサポートしている部分があります。本を買うことにつきましても、本の選定は全館で集まって行いますが、選定会議で決まった本は中央図書館で地区図書館の分も発注をしています。本は一度中央図書館に届きまして、きちんと納品されているか、また装備はちゃんとされているか等を確認します。その後、中央図書館から地区図書館に届けることで貸出することができる状態になります。地区図書館が直営の頃から中央図書館が行っていたのですが、指定管理になったからこそしっかり行わなければ統一できなくなりますし、このように見えない部分での下ごしらえというのがここには反映されておられません。

「グループ化による影響がないとは言いきれない」といいますのは、現在2つの事業者による管理運営の中、全体としての方針については市と2つの事業者の三者で打ち合わせしますが、一方の事業者が提案してきた内容についてはその事業者のノウハウになりますので、その事業者と市のみで調整をしております。もう一方の事業者についても同じように調整しますので、個別に打ち合わせを設けなければいけない点があります。そのような時に市の方針を一方の事業者がうまくできないということがないとも限りません。グループ化の影響が必ずしもあったとは言いきれませんが、同じことを二度繰り返す点で難しい部分があったりしております。この評価だけで見ればやるべきことをやっていますので、仮に「B」評価になるとなぜそうなったのか、どのように改善するのかをもちろん委員会から求められます。

中央図書館もすべて管理を任せられるのかというところでは、統一性を保つ作業等は評価には出てきませんし、実際に中央図書館で行っていることのどこまでを市がやらなければならないのかについて、私ども内部では検証を始めたところです。市では窓口業務というものの見直しを重点的にしていきまして、市民課などがその例になるのですが、図書館から言わせてもらいますと図書館は窓口業務なのかと疑問に思います。確かに貸出や返却はプライバシーにも配慮して自動化を進めましたが、「子どもたちにはどのような本を読ませたらいいのか」等、前回お示しいただきました図書館コンシェルジュのような機能とも関連しますが、こういったご意見をいただく意味では窓口の部分と相談の部分とがあり、見直しや改善を行っていく時には考えていかなければいけないことだと思っております。

<委員A>

ありがとうございました。

<副会長>

この評価は、仕様書に書かれている内容がきちんと実施されているかどうかについての評価というように限定的に見た方がいいということですかね。

<管理係長>

「A」評価というのが、仕様書の中でやらなければいけないことが行われているということですので、そこについては問題がないということですね。さらに指定管理者の方で、自主事業や提案事業などプラスアルファでやりたいと提案いただいたことが仕様書の上に積み重なっていきますので、その部分の評価もありますね。

<副会長>

講演会や各種行事等を行うことも契約する時の一つの条件としているのですよね。自主的に行うということも踏まえた上で、事業者が選定されているのではないのですか。

<管理係長>

例えば、読書ウィークのイベントには地区図書館も協力してくださいということになっているのですよね。ただ、その他のイベントについては、やってほしいとはなっているのですが、全館統一のイベントを新たにやりたいと中央館が言うのは今の仕様書ではできない仕組みになっています。ですので、新たな行事をやりたいとなった場合には仕様書から変えていかないとできないものもあります。指定管理者の方から提案されて市がやりたいこととうまく合致すればいいですが、一方とは理解を得ても、もう一方の事業者からは協力できないとなることもあります。

<副会長>

そういう難しさがあるのですよね。何か他にありませんでしょうか。

<会長>

ちょっとお聞きしたいのは廃棄図書についてなのですが、私はリサイクル本が出るのが非常に楽しみでして、思いがけず良い本に巡りあえることがあるのですが、リサイクル本というのは多摩川図書館では読書週間の時に100冊以上出ていたのですね。利用する柴崎図書館や上砂図書館ではあんなにたくさんの量は見ないものですから、館独自の判断で廃棄をしているのでしょうか。また蔵書の印がない比較的新しい資料もありましたが、そういう基準は図書館ごとに決めているのでしょうか。大まかな廃棄のルールはあると思いますが、それ以外のものは図書館独自なのではないでしょうか。

<管理係長>

除籍の基準というのはそれぞれの資料ごとにありまして、その基準に基づいて除籍を進めていくのですが、原則としてまず立川市で1冊は残るようにしています。その中でも書庫が飽和状態にありますので、同じタイトルで文庫本と単行本とでありますと、例外的に片方のみにしてしまうこともあります。新しい本もどんどん入ってきますので、ある程度は各館に判断してもらわないといけなくて、通常は各館で閉架といって事務室に一時的に引き下げまして、しばらく利用の様子を確認して除籍をするか判断するという流れになっております。除籍しようとするものは市内図書館の所蔵状況を見て、1冊だったら中央図書館に送ってもらい、その後の判断は中央図書館の職員が行っております。リサイクルにできないほどの汚れや破損がある場合は、除籍後に廃棄しています。

これは一般書についてですが、これとは別に児童書については除籍したものは一度全部中央館に集めて、学校や児童館や保育園など児童関連施設の方に見ていただいて有効活用していただくという仕組みにしています。そうして余ったものはまたリサイクルとして利用者に還元されます。

<会長>

学校の方にも案内を出しているということですか。

<管理係長>

そうですね、児童書については学校から順に年に一度案内を出しています。あと、多摩川図書館の話でいいますと、直営のころから読書ウィーク期間にリサイクル本をまとめて出し、イベントとして盛り上げていこうという流れで行っております。もっとも、中央館であれば買う本も多い分除籍する本もたくさん出ますので、週に数回のペースで出していますし、柴崎図書館の場合は書架にまだ余裕がありますので、除籍する本が少なくリサイクル本があまり出ないということもあります。館の内部書庫の規模による部分がありまして、多摩川図書館は大きいので除籍本をためることができ、書庫の小さい館は小まめに出していく必要があります、リサイクル本を出す時期というのはそれぞれの館にお任せしております。

<会長>

個人的な話ですが、日本で行われたとある展覧会のカタログがリサイクル本として置いてあり、その時は何という出会いだと思いました。リサイクル本についてはそれ以降注目しているのですが、あのカタログは所蔵印がなかったので、企画したところからの寄贈本かと不思議に思ったのですが。

<調査資料係長>

おそらくですが、図書館のバーコードや印が何もないものは直接その館に送られてきた寄贈本だと思います。中央図書館だけでなく各地区図書館に対しても、さまざまところから寄贈本が郵送されてきます。寄贈本についてはその館で判断をお願いしておりますが、基本的には購入図書で棚はいっぱいですので、寄贈本を受け入れるのはなかなか少ないと思います。リサイクルになる確率は高いと思われます。また、研究者向けの高度な資料が各館に送られることもあり、そういったものは寄贈の対象になりにくいので、リサイクルになることは多いと思われます。

<会長>

そういったものは一括して中央図書館に送付し、中央図書館が判断するというわけではなく、その館で処分ということなのですね。

<調査資料係長>

はい、基本的にはそうですね。ただ、判断に迷うものは中央図書館に相談されることもあります。

<会長>

ありがとうございます。

<副会長>

他にいかがでしょうか。申し訳ないのですが、一つ教えてください。評価表には職員配置について書かれた項目があり、ここには契約社員と書かれていますけれども、仕様書上は契約社員の旨の表現はあるのでしょうか。また、司書有資格者の割合が館によって異なり、一番高い館で78%、一番低い館で58%となっております、いずれも「A」評価となっておりますが、50%以上だと「A」で、80%以上だと「S」といったような考え方なのでしょうか。

<管理係長>

仕様書の条件としては司書有資格者が50%ということは設定しています。ですので、50%を超えていれば仕様書のその部分としては満たしていることとなります。図書館運営としては司書が1人いればいいのですが、館の中で全体の半数以上が司書有資格者であることと、開館時間中は必ず司書有資格者が1名以上いるようにすることを仕様書で記載しております。

契約社員についてですが、仕様書では開館時間中の職員配置を定めておりまして、

仕様書に規定されている職員が開館時間中に必ず1名以上いること等を記載しております。また配置する職員についても、図書館での勤務年数等、広範囲に設定をしていますので、そういう条件を満たす方がチーフやサブチーフといった役職として勤務しております。

<図書館長>

仕様書では「専任の常勤職員であること」と記してあります。

<委員B>

評価表にはどの館にも「契約社員」と書かれていますが、この「契約社員」の他におっしゃった専任の常勤職員があるということですか。

<図書館長>

仕様書としましては、統括責任者・責任者・責任者補佐・一般職員について定めておりまして、統括責任者を例に挙げますと、①マネジメント的な業務の経験があり、管理運営全般に精通した知識を有している、②人格的に優れ、組織を統括できる資質がある、③図書館経営について明確なビジョンを持っている、④必須条件ではないが司書または司書補の資格を保有している、⑤専任の常勤職員であるとあるように、職の区分ごとに要件を設けています。契約社員ということで、アルバイトではなくて常勤として勤務しているという意味合いですね。

<管理係長>

契約社員は1年単位での契約という形で、週5日勤務という常勤の扱いになります。

<副会長>

ちなみに余談ですが、中央図書館は平成27年度の事業報告によると、職員数が46名でそのうち26名が司書資格をお持ちというわけですので、50%を超えているのですね。

それでは、この評価表についてはよろしいでしょうか。次の国会図書館のデジタル化資料送信サービスについては、貴重な資料も見ることができるようになったようですが、ぜひ機会がありましたらご覧になっていただければと思います。ちなみにどういう資料を見ることができるのでしょうか。

<調査資料係長>

はい、立川に関連するところでは、砂川闘争関連で、立川市で所蔵していない資

料「麦は踏まれても：砂川の母と子らの文集」、また雑誌で「武蔵野の変遷と玉川上水」、その他「若山牧水純情歌集」等がこのサービスで閲覧でき、調べものの幅が広がると思います。

<副会長>

ぜひサービスの宣伝をもっとしていただけたらと思います。

<調査資料係長>

はい、PRをしていきたいと思ひますし、PRの進め方として、ただ言うだけではなくレファレンスと絡めましてご案内していくことで利用が広がっていくと思ひます。色々な形でPRをしていきます。

<副会長>

委員の皆さまも、こんなサービスがあるのだということを伝えていっていただけたらと思ひます。

<調査資料係長>

他にもデジタルで資料の閲覧だけでなく「歴史的音源」というものも聞くことができます。昔の音源や懐かしい曲をお聞きいただければと思ひます。「歴史的音源」の視聴は今までも中央図書館3階カウンター前の情報検索コーナーで行っていたのですが、新たにレファレンス室内の端末でも利用できますので、デジタル化資料送信サービスのご利用と併せてご利用いただければと思ひます。

<会長>

朝日新聞で「文豪の朗読」というのがありますが、それも聞けるのでしょうか。それは朝日新聞のサービスなので、朝日新聞と契約を結べば聞けると思ひますが、国立国会図書館でも持っているのでしょうか。

<調査資料係長>

もし持っているとなれば聞けると思ひますが、確認してみる必要があります。

<会長>

そうですね、ありがとうございます。

<図書館長>

周知につきましては、実は通常申請してから1~2ヶ月かかると言われていました

ので、2月ごろからのサービス開始と予想して、広報紙では1/10号と1/25号に掲載するつもりでございました。思ったよりも早くお認めが進みまして、年末に職員がご案内資料等を準備し、急遽教育委員会でも報告させていただき、1月4日から前倒しして開始したところでございます。

<会長>

ちなみにレファレンスの担当職員は何名いらっしゃるのですか。たくさん来たら対応しきれないのではないのでしょうか。

<調査資料係長>

レファレンスの担当職員は嘱託職員も含めて7名おります。閲覧のできる端末は1台のみですが、今のところ並んで待つといったことはないと思います。

<副会長>

このサービスについて、よろしいですか。では、報告事項は終了させていただきます。

2 協議事項

(1) 中央図書館のあり方について

<副会長>

時間が遅れてしまい申し訳ありませんが、協議事項に移らせていただきます。では、図書館長からまず説明をお願いいたします。

<図書館長>

はい、既に前回、前々回と施設のハード面ということでご意見をいただきありがとうございます。皆様からいただいたご意見を今回はまとめることにしていきたいと思っております。

まず、前回ご意見いただきました中央図書館の閲覧席の利用状況につきまして、私の方で館内を見回り、椅子席、机席でどのくらい利用者がいるのか記録してみました。お出しできるほどまとまった資料ではないので、口頭でのお示しで申し上げます。申し訳ありません。

初回は12月16日（金）の13時30分ごろに行いました。利用している方の数として、机席・椅子席に座っている人数や荷物を置いて離席している数を数えてみました。フロアごとに見ますと、この日時で一番席が埋まっていたのは2階でして、席の数に対して55%ぐらいの利用率でした。ただ、机席に限定をして数えてみますと、

3階の方が割合としては52%と低いものの、利用人数は多くありました。

2回目は12月17日（土）の10時30分、13時30分と16時20分ごろに行いました。午前中では席全体としては3階の利用が多いのですが、机席に占める数は2階の方が高く、椅子席は30%、机席は37%ぐらいでした。お昼を過ぎますと、2階も3階も40%を超えてくるものの、50%には届かない状況でした。夕方には2階が55%近く、特に机席は60%を超えており、3階は50%に満たないぐらいでした。4階は日ごろ机が使われているのですが、貸出を済ませるとすぐにお帰りになってしまうのか、午前やお昼には20%に届かず、午後になっていくと30%ぐらいという利用率でした。

3回目は12月23日（金・祝）のお昼前と午後に行いました。先ほどと同様に午前よりも午後の方が利用されている状況ですが、4階はそれでもやはり3割ぐらいで、2階と3階は多い時だと67%ぐらいであり、常に5割は利用されている状況です。

4回目は12月27日（火）に行いました。午前中に3割、午後の1時過ぎで6割超えて、2階の机席で75%でした。夕方は全体で5割ほどに落ちこみましたが、2階で65%でした。閉館間際に見た時には、館内放送が流れた後ということもあって2・3階で25%ぐらいでした。席の種類としては、1個ずつのものをつながつているものがありますので、1個ずつの席は数えやすいのですが、つながつている椅子は間隔をあけて座っているのが目立ちました。

年が明けて、5回目を1月13日（金）に行いました。2階は15時で83%、3階の机席が66%でした。

最後、1月15日（日）。13時30分時点で2階の机席が83%、15時30分時点で2階は65%に落ちますが3階は80%となっていました。年代層としては2階では比較的年齢の高い方のご利用が多く、3階にはYAコーナーがありますので、主に学校帰りの若い方たちが多く、若い方々に交じって大人の方も少しいらっしゃり、席が埋まっている状況です。3階の吹き抜け前の長机はいつ見てもほぼ満席でした。

間隔をあけて席を利用される傾向があるということは強く感じました。正確な情報かと言われると苦しいのですが、おっしゃっていただけてまずは把握する必要があると思います、試験的にやってみました。もう少し職員で協力し合って、精度ある調査ができていたらと思っております。ありがとうございます。

もう1点、学校の図書館支援員さんについてのお尋ねがありまして、その時点ではお答えできなかったのですが、今年度、小学校・中学校の学校図書館支援指導員さんは、小学校20校については週2日で5時間勤務の方と6時間勤務の方、中学校については週1日で5時間勤務の方ということです。全29校について、17の方が中学校区を基本として分担で受け持っており、平成28年度から平成30年度までの3年間関わってくださると担当課に確認をしております。学校ごとに若干異なるようですが、小学校の方の勤務は少し早めで9時前後から16時前後まで、中学校の方は10時・11時ぐらいから16時頃までいるそうです。

そして、年末に「中央図書館の望ましいあり方についての意見書（案）」というたたき台になるものをお届けさせていただきました。平成20年に図書館への指定管理導入する前のところで図書館協議会第15期の皆様から意見書をいただいたことがあります。その時の形式を参考にしまして、図書館が目指すべき姿、中央図書館の現状、地区図書館への指定管理者制度導入の検証を踏まえて、中央図書館の課題を提言したいという流れで案としてお示ししております。課題の部分やあり方への提言の部分はいただいたご意見を項目で挙げただけなのですが、このたび真田副会長さんが今まで出していたいただいたご意見をもう少しわかりやすくした方が良いのではないかということで、本日いただいた資料を急きょお配りさせていただきました。先ほどから申し上げておりますように、中央図書館は守っていきたいと思うのですが、あくまでも事務局側の思いであり、皆さんがどのように思っているのかはいただいたご意見をまとめていかなければと思っています。

<副会長>

はい、図書館長からご説明をいただきました。図書館長自ら座席の利用状況を調べてくださったこと、それから「中央図書館の望ましいあり方についての意見書（案）」を項目別に提示していただいております。私からの資料は、自分でメモとしてつくっていた物ですので少し恥ずかしいのですが、今までの会議録から少し切り出してまとめたものです。参考にいただければと思います。

中央図書館のあり方ということで、指定管理者制度の下、新たな全市的な図書館サービスの充実や、中央図書館の利用環境の改善について館長から提出された検討事項がありました。ハード面とソフト面で分けられていまして、ハード面では閲覧席や施設入口からの動線表示について委員さんからご意見が出されていたと思います。一方ソフト面については、図書館の取り組みに対する評価で出されていた外部評価委員からの指摘事項が参考になり、また相談体制の充実として職員の方からもフロアワークの充実を挙げていましたし、委員の方からも図書館アドバイザーの役割を果たす図書館職員が必要だご意見が出されていまして。中央図書館は立川市全域の図書館サービスを担う責任がありますので、計画の作成・実施が中心館として必要になるのではないかとご指摘がありました。それから、図書館経営のノウハウの蓄積ということで、これがなくなってしまうと何年か先の図書館がどうなってしまうのか見えなくなってしまうと思って挙げておきました。そして、やはり人材育成が大事でして、市役所での交流や異動を考えると人事がなかなか思い通りにいかない面もあると思いますが、職員というのは市民の利用が育てるという側面も非常に大きくあるかなと感じています。市民に育てられる図書館・図書館員であるとも思い、それには市民との相互の信頼関係が必要であり、やがては市の財産にもなっていくものだと思います。市民との信頼関係の醸成は1年や2年ではなかなか

か難しいかもしれません。そういう意味での人材育成を考えていけたら良いのではと外部評価委員による指摘事項から私なりに考えてみました。

そこで、先ほどの議会や指定管理の評価の話でもありましたが、一つの中央図書館のあり方として、指定管理者制度が地区図書館全館に導入され、中央図書館はどうなっていくのかがポイントになると思います。この点について、分け方で言えばソフト面にあたりますので、少しご意見をいただければと思います。

<委員C>

副会長からお話があった通り、中央図書館に指定管理者制度を仮にも導入する一番の問題はやはりノウハウが残らないということだと思うのですね。特に人材がいなくなってしまって、立川市に図書館を運営するノウハウが消えてしまうのかなと思うので、その辺はきちんと市にもアピールをしていっていただきたいとは思いますが、図書館長もおっしゃったように、カウンターの部分等について部分的に導入するというのは有効な手だてにも思えます。ですので、どの部分なら任せることができて良くなるのかを慎重に考えていただきたいなと思います。

<委員D>

地区図書館が指定管理になって、そのメリットとデメリットを図書館は把握して、中央図書館の立場がここではっきりしてきたと思うのですね。今のところ、中央図書館が指定管理になるという話は全くないわけですよ。

<図書館長>

はい、そうです。市役所全体の窓口業務の見直しを行っていく中で、図書館にも窓口があるというところ、指定管理にこだわるだけでなく民間活力を活用する面も含めて今後どうするのか検討していくという状況ですね。

<委員D>

頑なに中央図書館の業務全てを市の職員だけで運営するのではなくて、部分によっては民間の力を取り入れるという視点は持っておられるということですか。

<図書館長>

その点も含めて、行政経営課としては当然検討していくと思います。全部なのか部分的なのか、あるいは全く譲らないのか。そこは決まっていませんが、行財政改革の立場側からすると、今はできる限り民間にお願いできるところは民間にお願いしましょうということで、駐輪場や駐車場管理等は指定管理となっています。その点、図書館は地区図書館をそのように指定管理でお願いすることになったのですが、

中央図書館は統括する立場としてしているので、全部指定管理できるのか、一部民間にお願いするのか、あるいは今まで通り直営でやっていくのか、それをどうするかをこれから検討していかなければならないというのが答弁の内容でございます。

<委員D>

昨年、直営で残っていた3館も指定管理になって、地区図書館が全て指定管理になる中で、中央図書館は現在は直営であります。役割として今の状態がベストであるのか、中央図書館内でも民間にお願いできる場所は取り入れて市民が望むような中央図書館のあり方の形ができるのかという検討ということですね。

<図書館長>

まさにそこをどうしたらいいかということで、図書館内部でもまだ結論は出ていないですけれども、見直し等を検討し始めているところなのですね。

<委員D>

指定管理となった地区図書館はその館の個性が出てきたと感じ、それがメリットに思えます。中央図書館のカウンターに来ると少し地区図書館と感じが違うかなとも思ったりもするので、頑なになることもなく、統括館としての真の位置づけを持ちつつ、柔軟性を持って検討をしてもらえたらいいなと思います。

<図書館長>

地区図書館での取り組みにつきましては、中央図書館でも参考にするべき点はあると感じております。

<委員D>

中央図書館もいろいろなことをやっていますよね。それを地区図書館も参考にしていると思いますので、今は相互に知識を出し合っている感じも見受けられますね。ありがとうございます。

<副会長>

他にいかがでしょうか。

<会長>

ソフト面ということで、市民ニーズへの対応と学校との連携があり、今日は先生もいらっしゃっているのでちょっとお伺いしたいのですが、中学校では1日5時間というお話がありましたが、間に合っているといいますか十分なものなのでしょう。

他の市はもっと充実している所もあると思うのですが。

<委員E>

お金の問題も大きいと思いますが、小学校も中学校も教員は忙しい状況ですから、読書指導について常駐の方がいればそれに越したことはないと思います。貸出を勧めることや、貸出されやすいように本の整理をすることは、図書委員の生徒と一緒にやる上ではそういった方がいてくださるメリットは大きいと思います。また、小学校では読み聞かせがあるので、教員には専門の司書の先生に選定してもらった本を読んでもらうという効果がありますし、担任の先生以外に司書の先生が読むというのは、情感を伝える面でバリエーションがあり非常に効果があります。中学校の場合には、文学の作品の中にも深いものがありますので、関連する作品を読みたいとなった時に何がいいかという答えは国語科の教員だけでは間に合わないこともあるので、その意味でもメリットがあるのですね。なので、どこで折り合いをつけるかというのがありまして、結局のところ、予算の問題、図書の蔵書数の問題、それから学習の進行状況によります。実際、中学3年生が夏目漱石の作品を読む時間というのはなかなかなくて、受験のために試験によく出る名作品集を見たいと思っているわけで、こういう点での司書さんによる指導はありがたいと思っております。小学校でも中学校でも常駐していただける時間が増えると飛躍的に変わるのではないかと思います。

資料についても、市の資料や郷土史は学校にはあまりなく、売れている本等は地区図書館へ行っても借りられていますし、そういうニーズが中央図書館に来れば間に合うというのは、本当に使いたい人のニーズではないかと思います。そういう点で中央図書館の存在は大きいと思いますし、学校の子どもたちへの教育の普及・啓発において考えれば、図書館長さんは校長会にも来てくれていて、図書館の情報は図書館長さんからしばしば発信されており、立川市の現状の中では最大限の教育活動の普及をしていただいていると思っております。

<委員F>

司書の先生の配置については、正直申し上げれば時間は圧倒的に足りないのが現実ですね。ただ、もっと困っている市町村もありますので、上を見れば切りがないところもあります。立川市ではうまくバランスを取って進めていただけたらと思います。

それと、小学校では先生たちの勉強する集まりで図書館研究会というのがあるのですが、その場に図書館長さんにも来ていただきまして、我々が学校図書館の活用について勉強していることに対してアドバイスをいただいたり、また協力をいただいたりしていますので、そういう部分での連携は取り始めることができているとあ

りがたく思っております。

<会長>

私はこの協議会に当初は市民公募から参加させてもらったのですが、この協議会は図書館長さんの諮問に応じて意見を述べるものであり、自分の思ったことを話せばよい場と知り、当初よりすごく気が楽になりました。今聞いていますと、皆さんどこか遠慮気味に感じるのですね。色々な制約があるのではと考えてしまいがちですが、思ったことははっきり言って、図書館長さんに考えてもらおうというスタンスでいいと思うのです。

なぜこの話をしたかと言いますと、この協議会は年4回ですごく回数が少ないのですね。実際、皆さんが心打ち解けて自分の思うことを発言できるようになるには時間がかかりますが、諮問されたことに応じて活発な議論をするのはいつも大事なことだと思っていますので、ぜひ率直に言っていただければと思います。

<委員G>

私からも一ついいですか。今学校の話が出ましたが、私も以前司書の資格を取りまして、小学校の学校図書館にかかわって、読書指導をずっとやっております。今はボランティアで活動していますが、市の方で学校図書館支援指導員さんを配置することが決定され、週2回でも来てくれるようになってすごく助かっています。

<会長>

現状の範囲で最大限の努力をされているということですね。

<委員G>

そうですね。市の方で学校図書館支援指導員さんの配置を続けてくださっているのは、非常にありがたいと思っています。

<委員A>

終了の時間が近づいているところ、申し訳ありません。私からも一つお願いします。私はこの中央図書館の機能を大きく分けると2つあると考えております。1つ目として、中央図書館には蔵書数の大きさや種類の豊富さによる図書サービスの提供という意味での中心館としての機能があると思います。また、もう一つはそれとは別に、私たち市民の物の価値観に対する変化や生活環境が変化していく中でどのような知的な欲求をもっているか、あるいは地方の問題は地方でといった時に住民の方に対してどういった情報を提供していくか、というのは行政全体の中の他の施策とも非常に密接に関連していくことだと思っております。そういった役割を中央図書館

は持っていると思うのです。とすると、そういった機能・役割を果たすためには、業務の委託といった指定管理の仕組みではなくて、行政施策の組織の中にある部署といたしますか、そういった位置づけを持った中央図書館であるべきと思っています。図書サービスと併せて、図書館施策の計画や立案、実行していく機能を併せ持った図書館、そういう意味での中央図書館があるべきと思っています。したがって、そういった機能は引き続き持っていかなければならないものと思っており、今の時点での私の意見でございます。

<図書館長>

ありがとうございます。

<副会長>

確かにこのまま中央図書館が仮に指定管理になるとすると、図書館長の諮問機関である図書館協議会はどうなるのか、立川市の計画に沿った形で図書館の計画を誰が作るのか、立川市の計画を民間の会社に委託して作らせるのとどう違うのかといった疑問も出てくるかもしれませんね。なおかつ、それは複数年にわたる契約の可能性があり、契約後はまた違う事業者となることもあり得ますので、図書館活動のノウハウや持続性の保障をよく考えていかないと、生半可な気持ちでは答えが出せないと思います。今聞いていまして、皆さんの意見の中にもそういった気持ちが感じられました。

終わりの時間が迫っておりますが、他にご発言されていない方でよろしければ一言いかがでしょうか。

<委員H>

皆さんの話を聞いていますと、勉強になることばかりです。私は今の状態でも図書館はすごくいいなと思っていまして、満足しています。

<委員B>

中央図書館の指定管理化に対しては、本当に慎重な検討が必要だと思います。窓口業務と言っても、他の市役所の窓口も同じように個人情報を取り扱っていますが、図書館では更に思想面などにも関わってくるところがありますので、窓口だからどうなのかについては、検討を慎重にしていける必要があると思います。

3 その他

<副会長>

なかなかこの課題への協議の時間が短くなってしまい申し訳ありません。いつも中途半端な感じになってしまうのですが、今日いただいたご意見をまた下敷きにして図書館長の諮問に応えられるようにまとめてみたいと思いますので、また次回よろしくお願ひしたいと思ひます。

次回ですが、4月21日（金）午後2時からということになっております。お忙しいところ恐縮ですが、ご予約の調整をお願ひいたします。そしてその先の話になりますが、7月の第3金曜日は21日ということで、第5回は7月21日（金）午後2時からに決めさせていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。それでは、ありがとうございました。（16時05分終了）